

みんなで きれいな まちづくりを 進めよう

開成町きれいなまちをつくる条例を守ろう

11月は不法投棄撲滅強化月間です

町では、町民の皆さんと一緒に、清潔できれいなまちづくりの実現を図ることを目的に「開成町きれいなまちをつくる条例」を定め、7月1日から運用しています。

この条例では、町民、事業者、町の役割を定めるとともに、きれいな環境にするために、ごみのポイ捨ての禁止などを定めています。

不法投棄は、条例で規制されているだけでなく、法律によつても禁止され、悪質な場合は罰則を適用される場合もあります。また、土地所有者の方も、ごみを捨てられないよう、その土地を適正に管理しなければなりません。

たるルールによらず出されたごみを地域の方や町が処理していることが多いあります。



足柄大橋の下に捨てられたごみ

の多くは自主回収されず、放置されたままとなり、地域の方なども町と連携して処理しています。そのほかにも、不法投棄の多い箇所は、郵便事業株式会社に定期的に見回りをお願いし、その発見に努めています。また、重点箇所に監視カメラや看板を設置し、その防止に努めています。

ごみが捨てられにくい環境を維持してください。また、それぞれの地域の環境をきれいな状態で維持していくために、地域の皆さんで地域を見守り、全体のモラルを向上させるようにし、不法投棄の防止に努めてください。

環境防災課

☎ 84-0314

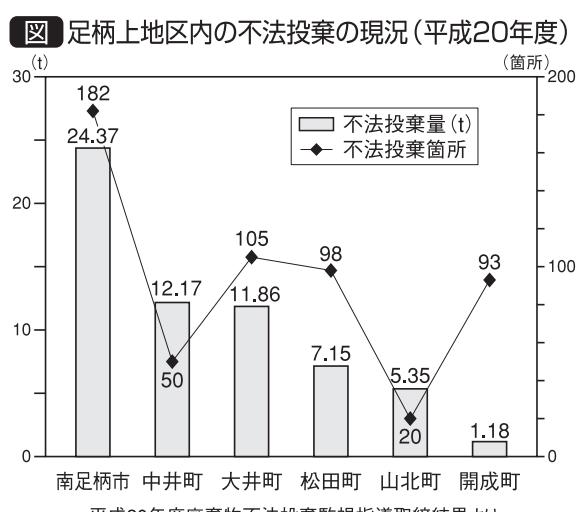
不法投棄とは

家庭や事業所から出たごみは、定められたルールに従つて、正しく処理しなければなりません。なかには定められたルールを無視して捨ててしまう方法でごみが捨てられる場合があります。この行為が不法投棄です。

開成町では

不法投棄は、山林や海岸を抱える地域だけの問題ではありません。図は、平成20年度に足柄上地区1市5町内で発見された不法投棄のデータです。開成町における不法投棄の量は、約1トント、ほかの市町に比べ少量ですが、不法投棄された箇所数が93箇所と多いことが分かります。これは、少量の不法投棄が数多くあるという特徴を示しています。

また、その実態として、町内にあるごみ置場に、決まりました。ごみ置場に決まりました。不法投棄の発見とその処理に努めています。員の方と連携し、不法投棄の発見とその処理に努めています。



神奈川県と足柄上地区1市5町では、連携して不法投棄の未然防止、啓発活動、発生時の撤去活動に努めています。その啓発事業の一環として「ごみゼロアクションinあしがら総大会」が開催されます。どなたでも自由に参加できますので、ぜひご参加ください。

「ごみゼロアクションinあしがら」が開催されます

開成町の健全化判断比率および資金不足比率

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方自治体が財政の健全性を判断するための指標「健全化判断比率」と、公営企業会計ごとに経営状況を明らかにする指標「資金不足比率」について議会への報告と住民への公表が、平成19年度決算から義務付けられました。法律に基づき平成20年度決算における状況をお知らせします。

財務課 ☎ 84-0322

【表1】平成20年度決算に基づく健全化判断比率

	開成町の比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率 ※1	—	15.0	20.0
連結実質赤字比率 ※2	—	20.0	40.0
実質公債費比率 ※3	14.1 (平成19年度 15.4%)	25.0	35.0
将来負担比率 ※4	65.1 (平成19年度 106.6%)	350.0	

(備考) 実質赤字額または連結実質赤字額がない場合は「—」で表示

【表2】平成20年度決算に基づく公営企業の資金不足比率

特別会計の名称	開成町の比率	経営健全化基準
下水道事業特別会計	—	
水道事業会計	—	20.0

(備考) 資金不足比率が算定されない場合は「—」で表示

比率の説明

※1 実質赤字比率

一般会計等(開成町の場合は、給食事業特別会計含む)の実質的な赤字の標準財政規模に対する比率

※2 連結実質赤字比率

全会計を合算し全体としての実質的な赤字の標準財政規模に対する比率

※3 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する比率

※4 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

基準の説明

健全化判断比率の各指標が早期健全化基準、財政再生基準以上になった場合や資金不足比率が経営健全化基準以上になった場合は、町に対して次のような内容が義務付けられ、行政運営が制限されます。

早期健全化基準以上になると

財政健全化計画の策定(議会の議決)、外部監査の請求が義務付けられます。

財政再生基準以上になると

財政再生計画の策定・公表が義務付けられ、計画に対する国の同意手続きが必要となり、地方債の発行も制限されます。

経営健全化基準以上となると

経営健全化計画を公営企業ごとに策定しなければなりません。

～開成町の健全化状況～

開成町の平成20年度決算における各指標は、【表1】と【表2】からわかるように、すべての指標(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率)において早期健全化基準および経営健全化基準を十分にクリアしています。平成21年度以降も各指標の比率を維持しながら財政運営をしています。

ごみが捨てられにくい環境を維持してください。また、それぞれの地域の環境をきれいな状態で維持していくために、地域の皆さんで地域を見守り、全体のモラルを向上させるようにし、不法投棄の防止に努めてください。